

介護老人福祉施設中川の里 指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人中川徳生会が運営する介護老人福祉施設中川の里（以下「中川の里」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

（運営方針）

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- ① 事業所の従業員は、要介護状態等となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担を軽減するようにする。
- ② 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 中川の里の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人福祉施設 中川の里
- 2 所在地 横浜市都筑区南山田2丁目39番35号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名以上
管理者は、業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上
医師は、入所者の健康の状況に注意するとともに健康保持の為、適切な措置をとる。
- 3 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者の心身の状況及びその環境等の把握をし、生活相談に応じる。

- 4 護職員・看護職員（看護師または准看護師）34 名（※）以上（常勤換算方法）
※看護職員は 3 名以上（常勤換算方法）
看護職員又は介護職員は、入所者の健康状態を把握するとともに、日常生活に関する介護を行う。
- 5 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は、機能訓練プログラムを作成するとともに、他の職員に対し技術指導等を行う。
- 6 管理栄養士または栄養士 1 名以上
管理栄養士は、入所者への食事等の栄養管理の相談、指導等を行う。

上記の他、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

（利用定員）

- 第 5 条 中川の里の介護予防短期入所生活介護事業の利用定員は、短期入所生活介護事業の利用定員と合わせて 8 名とする。
- 2 前項の他、介護老人福祉施設に空床があった場合であって、当該空床の利用が可能な場合は、介護予防短期入所生活介護事業に利用できるものとする。

（指定介護予防短期入所生活介護事業の内容及び利用料等）

- 第 6 条 指定介護予防短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとし、指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、以下の料金体系とする。
- ① 生活相談（相談援助等）
 - ② 機能訓練（日常動作訓練）
 - ③ 介護サービス（食事、入浴や排泄の介助等のサービス）
 - ④ 栄養・健康管理

○利用者負担金

1. 施設サービス費

(従来型個室(トイレ付)・個室(トイレ無)・多床室(4人部屋))

	要支援1	要支援2
1割負担	491円	611円
2割負担	982円	1,221円
3割負担	1,472円	1,831円

※所得に応じた負担限度額は下記のとおりです。

	対象者		食費②	滞在費③
				従来型個室
				多床室
第 1 段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方		300 円	(個)380 円 0 円
第 2 段階	市民税非課税世帯で合計 所得金額と公的年金等収入 額と非課税年金収入額の 合計…【1】	【1】…年間 80 万以下 【2】…650 万円/1,650 万円	600 円	(個)480 円 370 円
第 3 段階①		【1】…年間 80 万超/120 万円以下 【2】…550 万円/1,550 万円	1,000 円	(個)880 円 370 円
第 3 段階②	預貯金等合計額（本人/ 本人+配偶者）…【2】	【1】…年間 120 万円超 【2】…500 万円/1,500 万円	1,300 円	(個)880 円 370 円
第 4 段階		上記以外の方		1,870 円

<加算>

サービス内容	サービス利用にかかる自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供加算Ⅲ④	7円	13円	20円
送迎加算⑤	402円(往復)	802円(往復)	1,202円(往復)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ(要支援1)⑥	122円	244円	366円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ(要支援2)⑥	139円	277円	415円
療養食加算(該当者のみ)	25円	50円	75円

【従来型個室】

自己負担額合計（①+②+③+④+⑤+⑥）

		要支援 1	要支援 2
第 1 段階		1,702 円	1,839 円
第 2 段階		2,102 円	2,239 円
第 3 段階①		2,902 円	3,039 円
第 3 段階②		3,202 円	3,339 円
第 4 段階	1 割負担	4,337 円	4,474 円
	2 割負担	5,356 円	5,628 円
	3 割負担	6,375 円	6,783 円

【多床室】

自己負担額合計（①+②+③+④+⑤+⑥）

		要支援 1	要支援 2
第 1 段階		1,382 円	1,519 円
第 2 段階		2,052 円	2,189 円
第 3 段階①		2,452 円	2,589 円
第 3 段階②		2,752 円	2,889 円
第 4 段階	1 割負担	3,817 円	3,834 円
	2 割負担	4,836 円	5,108 円
	3 割負担	5,855 円	6,263 円

○介護保険給付対象外料金

項目	内容	利用料金
おやつ代	食事時に提供するお茶、コーヒー、紅茶、ジュース類及びおやつにかかる費用です。	150 円/日
テレビ使用料	希望により、テレビを使用した際の費用です。	200 円/日
理美容代	希望により提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	実費
教養娯楽費	希望によりレクリエーションやイベントに参加する場合で、特別な費用がかかる場合にご負担頂きます。	実費

※サービス提供体制強化加算について

介護従事者の総数のうち、勤務年数３年以上の者で占める割合が一定以上従事しているときにかかる費用です。

※介護職員等処遇改善加算について

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、ご利用者様に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に揚げる区分に従い特定単位数に加算した費用です。

※療養食加算について

特定の失病の対象者の方に対して、医師による食事箋に基づき食事を提供する費用です。食事箋が入所の際必要になります。

○介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用料は、利用日数に基づいて計算した金額となります。利用者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料を支払うものとします。

7 サービス利用の中止・変更・延長

- a 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を延長することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。ただし、変更・延長に関しては稼働状況によりできない場合があります。また、ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

- ・連絡先：電話 045-591-2333
- ・連絡時間：午前9時～午後17時30分

- b 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

（業務日及び業務時間）

第 7 条 中川の里の介護予防短期入所生活介護事業の業務日は年中無休とする。

（緊急時などにおける対応方法）

第 8 条 従業員は、介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、介護予防短期入所生活介護の実施中の非常災害に備え、防災計画を作成するとともに、防災計画に基づき避難訓練等を実施する。

（衛生管理）

第 9 条 事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備する。

（通常の送迎の実施地域）

第 10 条 通常の送迎の実施地域については、原則横浜市・川崎市全域とする。

（留意事項）

第 11 条 サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- ① 健康状態の確認により、血圧、体温等が医師等が指定する値より高い場合は、入浴サービスを提供しないことができる。
- ② 飲酒等により、他の利用者に迷惑を及ぼす場合は、サービス提供時間中に関わらず、途中でサービス提供を中止することができる。

（守秘義務）

第 12 条 従業員は次のことを守らなければならない。

- ① 従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文章にて利用者及び家族の同意を得るものとする。
- ② 従業員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また、サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は速やかに市町村へ通報する。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- ④ 前①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

（その他）

第 14 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 か月以内
- ① 定期研修 年 1 回

第 15 条 この規定に定めるものの他、運営に関する重要事項は、横浜市における条例、規則、要綱、運営法人との委託契約書で定める他、適宜協議の上定めるものとする。

附則

この規定は平成18年4月1日から施行する。

この規定は平成20年1月1日から施行する。

この規定は平成20年9月1日から施行する。

この規定は平成21年4月1日から施行する。

この規定は平成24年7月1日から施行する。

この規定は平成27年8月1日から施行する。

この規定は平成30年4月1日から施行する。

この規定は平成30年8月1日から施行する。

この規定は平成30年9月1日から施行する。

この規定は平成30年10月1日から施行する。

この規定は令和3年4月1日から施行する。

この規定は令和4年10月1日から施行する。